

平成25年1月 農業委員会定例総会議事録

1. 開催日時 平成25年1月23日〔水曜日〕 午前9時00分 開会

2. 開催場所 市役所4階 403会議室

3. 出席委員 (14名)

会 長	4 番	日高 仙三
職務代理者	3 番	橋口 好文
委 員	1 番	小倉 伸一
//	2 番	日笠山 隆
//	5 番	長田 實美
//	6 番	白河 澄雄
//	7 番	古田 洋美
//	8 番	浦口 幸夫
//	9 番	脇田 峰生
//	10 番	石寺 政和
//	11 番	岩本 延男
//	12 番	下園 茂
//	13 番	南 重徳
//	14 番	瀬川 寅夫

4. 欠席委員 なし

5. 議事日程

第1 議事録署名委員の指名

第2 議案第1号 農地法第3条に係る許可申請について

議案第2号 非農地証明願いについて

議案第3号 農地法第5条に係る許可申請について

議案第4号 あっせんについて

議案第5号 農用地利用集積計画策定に係る意見の聴取について

議案第6号 西之表市農作業日雇賃金及び農機具料の改定について

6. その他

2月行事予定表について

7. 農業委員会事務局職員

事務局長 神崎 辰秀

農地振興係長 原田 和徳

事務局 皆さん、お早うございます。ただ今から、平成25年1月の定例総会を開催させていただきます。はじめに、日高会長よりごあいさつをお願いいたします。

日高会長 皆様、お早うございます。只今から、1月の定例総会を始めさせていただきます。新しい年が明けまして、はや1月半ばが過ぎ、ようとしております。さて、サトウキビにつきましては、平成24年産収量見込みの資料によりますと、西之表市におきましては、10a当たり5.5tと昨年より厳しい数字になっているようであります。また、種子島全体でも10a当たり5.8tとなかなか厳しいということでもあります。キビ振興会では一丸となりまして、早めの適期管理とマルチ被服の徹底ということ掲げておりますので、是非、努力いただきまして、25年産は増収となることを期待するものであります。このように厳しい農業環境の中ではありますが、健康が一番であります。お互い健康には気をつけながら農作業、農業委員活動に頑張っていきたいものだと思います。なお、平成24年12月17日付けで、議会選任の中野委員が辞職され、その後任として、平成24年12月20日付けで、新しく小倉委員が選任され、農業委員に加わりました。ここで、小倉委員に、一言ご挨拶をいただきたいと思っております。

1 番 1番、小倉委員、就任あいさつ。

日高会長 はい、ありがとうございます。小倉委員におかれましては、今後、農家の代表機関としての農業委員会委員の立場で、議会でも代弁いただきますようよろしくお願いいたします。それでは早速、1月定例総会を始めさせていただきます。

事務局 それでは、西之表市農業委員会会議規則第4条の規定により、議長は会長が務めることとなっておりますので、以後の議事進行は、日高会長にお願いいたします。

議長 それでは、これより議事に入ります。まず、日程第1の議事録署名委員及び会議書記の指名を行います。西之表市農業委員会規則第10条に規定する議事録署名委員ですが、議長から指名させていただくことにご異議はございませんか。
【異議なしの声あり】

議長 それでは、本日の議事録署名者を指名いたします。1番の小倉委員と2番の日笠山委員を指名いたします。

なお、本日の会議書記には、事務局職員の神崎氏と原田氏を指名いたします。

以上で日程第1を終わります。

議長 続きまして、日程第2 議案第1号「農地法第3条に係る許可申請について」を議題といたします。事務局より議案の説明をお願いいたします。

事務局 はい、それでは、議案第1号「農地法第3条許可申請について」ご説明させていただきます。資料は、1ページをご覧ください。

今月は、所有権の移転が2件の申請になります。

まず、番号1番についてであります。これは、鞍馬地内にある土地でありまして、台帳・現況地目とも畑1筆と、台帳・山林、現況・畑の1筆の、計2筆、1,090㎡の農地を、全体で296,000円で所有権移転しようとするものであります。

その下の番号2番であります。これは安納地域にある土地でありまして、台帳・現況地目ともに畑、1筆、面積1,499㎡を、売買により所有権移転しようとするものであります。金額につきましては、全体で、450,000円ということであります。

以上、本件の番号1番から番号2番までは、【農地法第3条第2項、各号】には該当しないため、許可要件のすべてを満たしているものと考えます。以上、議案第1号「農地法第3条に係る許可申請について」の説明を終わります。

議長 事務局の説明が終わりました。ただ今の事務局の説明に関連して、それぞれ担当委員の方から、現地調査の結果並びに補足説明を求めます。

10番 はい、10番です。番号1番につきまして、ご説明いたします。1月19日、譲受人立会いの下、現地調査を実施いたしました。字〇〇〇につきましては、昨年の4月定例総会で所有権移転の申請がなされた物件であります。

昨年4月の定例総会提出での字図では、3筆になっておりましたが、現況は1筆の状況であり、13275番175の名義変更が漏れていたということで、今回、新たに申請をするものであります。売買金額の支払いについては、昨年、済んでおります。現在、馬鈴薯を作っております。

字〇〇〇、〇〇〇番203につきましては、台帳は山林で、現況は畑であります。この1筆で、296,000円ということであります。なお、ここには、種子馬鈴薯を作りたいとのことでありました。【農地法第3条第2項、各号】には該当しないものと思われまます。ご審議方よろしくお願いいたします。以上で説明を終わります。

4番 (議長) 議案第1号「農地法第3条許可申請について」の番号2番につきましては、私の担当地区でありますので、私の方から、ご報告させていただきます。

譲渡人は、岐阜県にお住まいの方でありまして、相続により農地を取得したもので、年齢は60歳ということであります。譲受人は園芸農家でありまして、馬鈴薯や安納芋等を栽培する方です。この農地は、譲受人の畑に隣接する土地でありまして、以前から、買って欲しくないかという相談がありまして、今回の申請になったものであります。譲渡人には電話連絡で、譲受人とは現地立会いの上で、双方、確認いたしました。申請に相違はなく、問題はありませんでした。なお、譲渡人には、ほかに相続した土地があり、その所有面積は、全体では12,365㎡となっております。今の利用形態を見ながら、何らかの手続きが必要であるかなと考えているとのことでした。今後、あっせん等を進めていきたいと考えております。以上です。

議長 はい、それでは、番号1番、番号2番につきまして、事務局並びに担当委員の方から詳しく説明がございました。それでは、質疑に入ります。皆さんのご意見を求めます。
【異議なしの声あり】

議長 ただ今、異議なしの声がございました。それでは採決いたします。議案第1号「農地法第3条許可申請について」の番号1番から番号2番について、原案どおり決定することに賛成の方は挙手をお願いいたします。
(全員挙手)

はい、ありがとうございます。それでは、全員賛成ですので、議案第1号「農地法第3条許可申請について」の番号1番から番号2番について、原案どおり許可することに決定いたします。

議長 続きまして、第2号議案の「非農地証明願いについて」を議題といたします。なお、これにつきましては、昨日、22日に、現地調査が行われております。調査委員の皆様には、大変ご苦労様でした。それでは、調査委員長のご報告をお願いいたします。

12番 はい、12番です。昨日の22日に、私と13番、南委員、事務局より局長、係長計4名と、地区担当委員並びに申請人の立会いの下、現地調査を実施いたしましたので、第2号議案の「非農地証明願いについて」、ご報告いたします。

先ず、2ページの番号1番ですが、申請人は、福岡在住の方で、所在地は、西之表字宇都、これは野首地区になります。地目は、台帳は畑で、現況は雑種地ということです。面積は、32㎡であります。申請理由にもあるように、平成13年頃より耕作せず雑種地となっているということですが、現地は、隣接住宅ブロック塀から1メートル幅の細長い敷地であります。周囲は住宅街になっておりまして、現地の状況から判断をいたしまして、耕作地として利用できるものでもなく、調査員の協議の結果、申請通り非農地として認めてもよいのではないかという意見の一致をみております。

続きまして、3ページをお願いいたします。番号2番につきまして、ご報告いたします。申請人は、現和地域、上之町の方でありまして、申請地は、現和字〇〇〇、〇〇〇番、〇〇〇番、〇〇〇番乙の3筆であります。この場所は、屋仁吾地区になります。台帳は、田が2筆、畑が1筆ですが、現況は、3筆とも山林であります。面積は、それぞれ383㎡、403㎡、264㎡で、面積合計は、1,050㎡です。備考欄に書いてありますように、台帳地目は、田・畑であるが、昭和50年頃から耕作せず、現況山林であるというものです。現地は、径30cmくらいの杉と竹が多い茂り、重機を入れても耕作地になるような状況でもないため、調査員一同の協議の結果、非農地として認めてもよいのではないかという意見の一致をみております。以上、委員の皆様のご審議方をよろしくをお願いいたします。

議長 ただ今、第2号議案の「非農地証明願いについて」の番号1番から、番号2番について、調査委員長の方から詳しい説明がありました。番号2番につきましては、調査委員が、地区担当委員も兼ねておりますが、1番につきまして、13番の地区担当委員としての補足説明があれば、よろしくをお願いいたします。

13番 はい、13番です。番号1番につきましては、私も昨日、調査委員ということで、現地調査を一緒に行っておりますが、ただ今、調査委員長の方から詳しくご説明がありました通りであります。ほかに、私から特別、付け加えることはありませんので、よろしくをお願いいたします。以上です。

議長 はい、それでは、調査委員長並びに担当委員から、第2号議案の「非農地証明願いについて」の番号1から2番につきまして、詳しいご説明がございました。審議に入ります。皆様方のご意見を求めます。異議はございませんか。発言のある方は挙手をお願いします。

7番 7番です。3ページの番号2番の土地であります。説明では、竹林と杉が植わっていたということですが、これは自分で植林をしたのでしょうか。

12番 はい、12番。それにつきましては、植林はしたと思われれます。杉は、1本、2本ではなくて、一つの傾斜に沿った並びになっておりますので。しかし、手入れはやっていなくて、そのまま放置している状態でありました。

7番 分かりました。

3番 はい、3番です。この2番につきまして、この土地は、地形は、平坦な土地でしょうか。

13 番 はい、13番です。この2番の土地につきましては、道もなく、谷底になっておりまして、今ではどうにもならない土地となっております。

3 番 はい、分かりました。

議長 はい、ありがとうございます。それでは、他に、質疑、ご意見はございませんか。

3 番 はい、3番。ただ今、調査委員長並びに担当委員から、十分に詳しい説明がございましたので、私は、非農地として認めてもいいのではないかと判断いたします。

議長 はい、それでは採決してよろしいですか。 【異議なしの声あり】

はい、ただ今、異議なしの声がございました。それでは採決いたします。第2号議案の「非農地証明願について」の番号1番、番号2番につきまして、原案のとおり非農地として承認し、決定することに賛成の方は挙手をお願いいたします。
(全員挙手)

はい、ありがとうございます。それでは、全員賛成ですので、第2号議案の「非農地証明願について」の番号1番から番号2番につきましては、原案のとおり非農地として承認し、決定することにいたします。

議長 続きまして、第3号議案の「農地法第5条に係る許可申請について」を議題といたします。

今月の「農地法第5条に係る許可申請について」は、2件であります。先ず事務局よりご説明をお願いいたします。

事務局 それでは、第3号議案「農地法第5条に係る許可申請について」ご説明いたします。資料は、4ページをお開き下さい。今月の5条申請は、砂利採取に伴う、一時転用申請と一般住宅建築に係る転用申請の2件であります。

先ず、番号1番につきましては、場所は、下石寺地区にある土地でありまして、以前、砂利採取のため1年間の一時転用許可を受けておりましたが、期限が到来したため、新たに申請をしようとするものであります。

続きまして、その下の番号2番であります。これは上野原の土地でありまして、字が〇〇〇、〇〇〇番1、地目は、台帳・現況ともに畑であります。面積につきましては207㎡を、一般住宅を建築するために転用申請をするものであります。土地の条件としましては、農振、農用地以外の都市計画内で、住宅が密集している区域内にある農地でありまして、第2種農地と判断されます。また、周辺には農用地等はなく、周辺営農条件には影響がないことから、転用については問題はないものと判断されます。委員の皆様方のご審議方、よろしくをお願いいたします。

議長 ただ今、事務局から詳しく説明がありました。なお、この案件につきましても、先日、現地調査が行われております。それでは、調査委員長の説明を求めます。

12 番 はい、12番です。前件同様に、22日に現地調査を実施いたしましたので、第3号議案「農地法第5条に係る許可申請について」、ご報告いたします。

先ず、番号1番につきましては、譲渡人は、下西地域の下石寺の方で、譲受人も同じく上石寺の方であります。申請所在地は、西之表字〇〇〇、〇〇〇番55という下石寺地区にある土地であります。台帳が原野、現況が畑となっておりますが、現況は、原野か雑種地というような形状の畑でありました。面積は297㎡、契約の種類は、使用貸借権設定による貸借であります。調査の結果は、5条、一時転用でありまして、砂利採取をしている中に297㎡の畑があり、砂利採取後は、農地として整備し、所有者に返還するということであります。現状を見る限り、周囲は、山林原野で他の営農条件に影響を与えることもなく、また、事業実地に伴う排水施設等も完備され、災害等他への配慮もなされており、転用については、認めてもよいのではないかとこの調査員の意見の一致を見たところであります。

番号2番につきましては、申請地は、上野原の土地でありまして、農振、農用地外の都市計画内の農地であります。周囲は住宅街でありまして、生活排水等の側溝も整備されております。また、住宅を建設しましても、何ら周辺に支障がないことから、調査委員一同、許可しても問題はないものとの意見の一致をみております。委員の皆様のご審議方をよろしくをお願いいたします。

議長 　ただ今、調査委員長の方から、第3号議案「農地法第5条に係る許可申請」の番号1番及び番号2番につきまして、それぞれご説明がございましたが、担当委員の方からも、補足説明があればお願いいたします。

10番 　はい、10番です。番号1番につきましては、ただ今、調査委員長から詳しくご説明がありました。この申請につきましては、1年更新ということでありまして、現状では、何ら問題はないものと判断いたします。以上、よろしくをお願いいたします。

3番 　はい、3番です。番号2番につきましては、調査委員長の報告の通りでございます。他に、何ら問題はございません。よろしくをお願いいたします。

議長 　ただ今、調査委員長並びに担当委員から「農地法第5条に係る許可申請について」の番号1番並びに番号2番につきまして、詳しいご説明がございました。審議に入ります。皆様方のご意見を求めます。異議はございませんか。発言のある方は挙手をお願いいたします。【異議なしの声あり】

議長 　ただ今、異議なしの声がございました。それでは採決いたします。「農地法第5条に係る許可申請について」の番号1番並びに番号2番につきまして、原案のとおり承認し、決定することに賛成の方は挙手をお願いいたします。挙手をお願いいたします。（全員挙手）

それでは、全員賛成ですので、「農地法第5条に係る許可申請について」の番号1番並びに番号2番につきましては、原案のとおり許可相当として意見を、県農業会議に送付することに決定いたします。

議長 　それでは、続きまして、第4号議案の「あっせんについて」を議題といたします。今月は、あっせん成立に基づく、「あっせん調書」の報告であります。まず、最初は、「買いたい」についてのあっせんの報告書が1件、「貸したい」についてのあっせんの報告書が1件の、合計2件であります。それでは、事務局の報告方をお願いいたします。

事務局 　はい、それでは、第4号議案「あっせんについて」ご報告いたします。5ページをお開きください。

　　まず、「買いたい」についての報告の1件目につきましては、平成24年6月定例総会に提出された案件であります。畑・1筆、面積749㎡を買いたいという申し出でありました。買い手は、安城地域の認定農家の方であります。

　　続きまして、その次の「貸したい」という案件であります。これは、11月の定例総会に出された案件であります。畑・1筆、面積3,578㎡を貸したという申し出でありました。借り手は、住吉、深川地区の方であります。標準賃借料で5年間、借受をするということで、話しがまとまっております。

　　何れにしましても、短期間のうちにあっせんが成立しております。担当されました長田委員、浦口委員、瀬川委員、中野委員の4名の委員の皆様には本当にご苦労様でした。以上で報告を終わります。

議長 　はい、それでは、第4号議案の「あっせんについて」の報告2件につきましては、事務局の説明は終わりました。担当されました委員の皆様、早期の契約につきましては、本当にご苦労様でした。あっせんにつきましては以上で、終わります。

議長 　続きまして、第5号議案、農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による「農用地利用集積計画策定に係る意見の聴取について」を議題といたします。事務局の説明をお願いいたします。

事務局 　はい、ご説明をいたします。第5号議案「農地利用集積計画」①利用権の設定です。資料は、1-1ページをお開きください。

　　期間が、平成25年2月1日から平成30年1月31日までの5年間、地目・畑、面積3,578㎡、利用権の設定をする者1人、受ける者1人です。

　　その次であります。平成25年2月1日から平成31年1月31日までの6年間、地目・畑、面積12,788㎡です。利用権の設定をする者の数2人、利用権の設定を受ける者の数2人です。なお、これは更新です。

その次の3番であります。であります平成25年4月1日から平成31年3月31日までの6年間、地目・畑、面積10,044㎡です。利用権の設定をする者の数1人、利用権の設定を受ける者の数1人です。なお、これも更新です。

次に、1-2ページをお願いいたします。これは、計画総括表（経営面積等）であります。

今月の①利用権の設定に係る申請件数は、4件で、円滑化事業による、西之表市農業振興公社を通じての貸借が、3件、あっせんによるものが1件であります。

詳しい内容につきましては、1-3ページから1-6ページをご覧ください。

以上、全ての計画内容は、経営面積・従事日数など、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。委員の皆様のご審議のほどよろしくをお願いいたします。

議 長 　ただ今、事務局より、第5号議案、「農用地利用集積計画の意見の聴取について」の「①利用権の設定」についての詳しい説明がありました。「①利用権の設定」の整理番号1番の方から、担当委員から補足説明があればお願いいたします。

5 番 　はい、5番です。「①利用権の設定」についての、整理番号の1番、2番につきまして、ご説明いたします。ただ今、事務局からご報告があったとおり相違はございませんが、若干、補足説明をしておきます。

この整理番号1番の所有者の方と、2番の方は、兄弟であります。1番の方につきましては、内地の方で、建設業に従事しているということですが、2番の方がこれまで両親とともに農業をされていたところですが、しかし、今回、病気をされて、耕作ができないという状態になったということで、病気を機会に農業を廃止し、耕作地については、農業振興公社へ、種子島営農大学の生徒の研修、実習圃場として貸したいということで、今回の申請となったものです。

なお、貸付期間の6年間についてですが、これは1番の方、この方は二男に当たるようですが、あと6年すれば定年ということで、6年後は帰島して農業を継ぎたいという意思があるようです。畑の方は、現在、マルチを被覆して、馬鈴薯が植えられております。1月19日に、現地を確認しております。

13 番 　はい、13番です。次の整理番号3番について、ご説明いたします。3番の土地につきましては、現地調査の結果、申請通り、相違はございませんでした。

14 番 　はい、14番です。次の整理番号4について、ご説明いたします。これは、前回、申請があった土地であり、その時にも現地は確認しております。前回のときは、サトウキビが手入れされずに放置され、荒れた状態の畑でありました。鹿の被害も多少出ておりましたが、昨日、再度、現地を確認いたしましたところ、借受人の方がロータリーをかけ、きれいに整地されて、耕作される状況になっておりました。以上、貸借については問題はないものと判断しております。

議 長 　はい、ただ今、①利用権の設定の整理番号1番から4番につきまして、事務局並びに担当委員の方から詳しく説明がございました。これより、質疑に入ります。皆様のご意見を求めます。発言のある方は挙手をもって、意見ををお願いいたします。
【異議なしの声あり】

議 長 　はい、ただ今、異議なしの声がございました。それでは採決します①利用権の設定の整理番号1番から4番につきまして、原案どおり決定することに賛成の方は、挙手をお願いいたします。
(全員挙手)

全員の賛成でありますので、第5号議案、①利用権の設定の整理番号1番から4番につきまして、原案のとおり承認し、意見を市長に送付いたします。

以上で、本日の議案の審議はすべて終了いたしました。この際、その他の件について、委員、事務局からご発言があれば挙手をお願いいたします。

事務局 ①2月行事予定について説明。

- 3 番 ①政権交代後のTPP参加反対要請活動の取り組みについて
②青年就農給付金対象者への指導について
③議会への女性農業委員の登用の要請方について
- 5 番 ①農業生産法人の実態調査について事務局に要請
- 7 番 ①西之表市におけるサトウキビの精脱方式の導入について

議長

その他、意見はございませんか？・・・・・・（他、委員の意見はなし。）
それでは、以上をもちまして平成25年1月定例総会を終了します。大変、ご苦労様
でした。

平成25年1月23日

会 長

日 高 仙 三



1 番

小 倉 伸 一



2 番

日 笠 山 隆

